

答 申 個 第 1 2 7 号

令 和 4 年 1 2 月 2 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年1月7日付け保障第592号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

職業評価の個人情報開示決定事案（諮問個第309号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年9月1日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター（以下「職業センター」という。）が開示請求者に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していた事を裏付ける根拠文書」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分をし、令和2年9月17日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（理由）

弁明書保障第212号（令和2年8月14日）において、「障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「職業センター」としているのは、同機構のウェブサイトに掲載された一般的な情報を記載したものであり、本市が保有する公文書を根拠として記載したものではない。したがって、職業センターが開示請求者に対して専門的なリハビリテーションを提供した事を裏付ける根拠文書は存在しない。

(3) 審査請求人は、当該不存在による非開示決定処分を不服として、令和2年10月27日に行政不服審査法第2条の規定により、処分の取消しを求める審査請求（以下「当初審査請求」という。）をした。

(4) 審査庁は、当初審査請求について、条例第36条の規定に基づき、令和2年11月11日に当審査会に諮問し、当審査会から令和3年11月9日付けで答申を受けた。審査庁は、当該答申を尊重し、令和3年11月22日に、処分庁が行った不存在による非開示決定処分を取り消し、改めて開示決定又は非開示決定を行うべきであるとの裁決を行った。

(5) 処分庁は、審査庁の裁決を基に、本件請求に係る公文書として「職業評価」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年11月22日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

(6) 審査請求人は、令和3年12月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) 本件公文書について

審査請求人は、職業センターにおいて就労支援を受けた者であり、職業センターは審査請求人の職業評価を行っていた。

本件公文書は、職業センターが作成した職業評価の結果及びリハビリテーション計画等であり、職業センターが行った審査請求人への就業支援に関する記録である。

##### (2) 本件処分について

ア 当初審査請求に係る処分の理由として、処分庁は、「職業評価」を保有していることを認める一方で、処分庁の機関ではない職業センターが審査請求人に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していたか否かを判断する立場にないことから、本件請求に対し「職業評価」を文書特定する理由がないと主張した。

イ しかしながら、審査庁は、「このような処分庁の解釈では、本件請求のような場合に、他機関が行ったサービス等の内容を処分庁側が実質的に評価できないことを理由にして、当該機関から取得した当該サービス等の記録を開示し得ないことになり、請求対象とすべき公文書の範囲を狭めることになる。このような解釈は、自己の個人情報所在と内容を知り得る手段として開示請求権を保障する個人情報開示制度の趣旨に照らせば、適切とはいえない」と判断した。

ウ また、審査庁は、「職業センターのウェブサイトによると、職業センターが専門的な職業リハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らかであり、そのような職業センターが業務遂行の中で作成した「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当する」と判断した。

エ 処分庁としては、審査庁の判断を踏まえ、専門的な職業リハビリテーションの提供を担う職業センターが当該業務遂行の中で作成した本件公文書を、本件請求内容を満たす公文書として特定したものである。

##### (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

#### 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 「専門的なリハビリテーション」という文言は、処分庁が説明するとおり職業センターの website に於いて確かに掲載されているが、其れのみを以て「職業センターが専門的なリハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らかであり」と判断する事は出来ず、その様な浅慮な判断をしている審査庁は明らかに失当である。
- (2) 職業センター職員達が障害者達に対して「専門的な職業リハビリテーション」を提供しているか否かを判断するには、先ず当該センター職員達が作成した職業評価に何が書かれているかについて判読し、次いで其の内容が医学的及び法的整合性を備えているのかについても検証しなければならず、単に website に掲載されているからだけでは判断根拠に為る訳が無く、此れは正に TV や internet に於ける嘘情報を無批判的に鵜呑みにしているだけの頭が悪い愚行に過ぎない。
- (3) 資料 3 \* に記載されているとおり、処分庁は職業センター元職員（以下「元職員」という。）が作成した職業評価に対して医学的にも法的にも整合性を備えていないと既に判断しており、これでは当該主張と本件処分は矛盾することに為る。  
さらに処分庁に限らず職業センターも元職員が作成した職業評価に対して「適切である根拠は存在しない」、「適正である根拠は存在しない」、「虚偽文書では無いと判断出来る根拠は存在しない」、「虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠は存在しない」と既に判断しており、矢張り此れ等と本件処分は矛盾することに為る。
- (4) 「「職業評価」に審査請求人に対して（専門的な）職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば」と書かれているが、本件処分において当該記載の有無はどこにも示されておらず失当である。もっとも本件処分において開示決定しているので、処分庁は「記載されている」と判断したと推認出来るが、其れは職業評価の何処に記載されているのか？
- (5) 発達障害者支援センター長が書いた論文及び徳田弁護士の事例等から明らかなおと、発達障害者支援とは構造化を行う事であり、構造化が書かれていない内容は発達障害者支援に当たらないと断定できる。此れを踏まえたうえで元職員が作成した職業評価を検証せよ。また、発達障害者支援法において「社会的障壁の除去」及び「意思の尊重」が定められているので、此れ等を満たしていなければ法的整合性を備えていない事は自明である。此れを踏まえたうえで元職員が作成した職業評価を検証せよ。
- (6) 処分庁は本件弁明書において、如何為る記載が根拠に為るのかについて何一つ答えておらず、此れでは本件処分が当該条件を満たしていると判断する事は絶対に出来無い。

(7) 資料 1 4 \*において本件開示文書である「職業評価」を含む障害者台帳が「専門的な職業リハビリテーション」に当たる事由及び根拠は「存在しない」とされているので、当該評価は「専門的な職業リハビリテーション」に当たらないと判断される。したがって処分庁に依る本件処分は明らかに失当であり、要するに処分庁は該当しない公文書を「該当する」と偽り本件処分を行っているのである。条例第 1 6 条において開示義務が定められているが、該当しない公文書を「該当する」と偽る事は当然当該条例における趣旨に反しているので本件処分は取り消されなければならない。

(8) 職業リハビリテーションは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 8 条に法定されているため、当該条文を満たさなければならない。しかし、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）は「職業評価」を含む障害者台帳が「専門的な職業リハビリテーション」に当たる事由及び根拠は「存在しない」と認めているので、即ち当該評価は当該条文を満たしていないことに為る。従って処分庁に依る本件処分は明らかに失当であり、要するに処分庁は該当しない公文書を「該当する」と偽り本件処分を行っているのである。

※資料 3 : 審査請求人が令和 3 年 3 月 2 9 日付けで処分庁に対し行った公文書公開請求に対する、令和 3 年 8 月 1 1 日付け不存在による非公開決定通知書を指す。

※資料 1 4 : 審査請求人が令和 3 年 1 1 月 3 0 日付けで支援機構に行った保有個人情報開示請求に係る、令和 4 年 1 月 2 6 日付け補正依頼を指す。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件請求に係る公文書について、個人情報開示請求書によると、審査請求人は、職業センターが審査請求人に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していたことを裏付ける根拠となる文書を求めている。

### (2) 本件処分について

ア 処分庁は、当初審査請求に対し審査庁が令和 3 年 1 1 月 2 2 日付けで行った裁決を受けて、専門的な職業リハビリテーションの提供を担う職業センターが当該業務遂行の中で作成した本件公文書を、本件請求内容を満たす公文書として特定したと主張する。

一方、審査請求人は、職業評価の内容を検証することなく、「職業センターが専門的なリハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らか」であることのみをもって本件公文書が該当すると判断することは出来ず、また「「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当する」とする裁決を踏まえ

たのであれば、どの記載をもって「記載されている」と判断したのかを示すべきであると主張する。

よって、本件処分に対する審査請求の争点は、処分庁が本件公文書を特定したことの妥当性についてであると認められることから、この点について以下検討する。

イ 当審査会は、令和3年11月9日付けで答申個第112号において、公文書の記載内容や作成に至った事実などを実質的に評価できるか否かを踏まえ対象公文書を特定することは、請求対象とすべき公文書の範囲を狭めることとなり適切ではなく、本件請求では、職業センターが専門的な職業リハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らかであることから、職業センターが業務遂行の中で作成した「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当すると判断した。

ウ 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該文書には審査請求人に対して行った各種検査の結果並びに当該結果を踏まえた支援計画、具体的目標及び支援内容といった職業リハビリテーション計画が記載されていることが認められた。

したがって、本件公文書は、職業センターが審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供していることを示す文書であると認められることから、当審査会としては、処分庁が本件請求に対して本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

エ なお、当審査会は個人情報開示請求に対して処分庁が行った個人情報開示決定処分の妥当性について調査、審議する機関であり、本件公文書に記載されている内容について実質的に評価する立場にないことを申し添える。

### (3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 1月 7日 諮問

1月27日 諮問庁からの弁明書の提出

2月 7日 審査請求人からの反論書の提出

8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出

(令和4年3月2日開催)

11月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明(令和4年度第6回会議)

12月21日 審議(令和4年度第7回会議)

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

※ 行政不服審査法第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会(部会長 北村 和生)